

集団的自衛権・安保関連法

3月29日より施行

自衛官の人権弁護団・北海道

3月26日(土)午後3時開始

電話 0120-777-239 (15時~20時)

FAX 011-231-3477 (15時~27日15時)

メール jieikan-jinken@hg-law.jp (15時~27日15時)

相談の秘密は厳守します

(昨年9月12~13日の緊急相談では、35件の相談を受けました。)

- 政府が語らぬ自衛隊員の「リスク」「兵士の権利」
- 置き去りの自衛隊員・家族の不安、声。
- どんどん進む安保関連法の先取り。

このまま施行され、訓練が強化され、派兵命令が出て・・・

心配ではありませんか。皆さんの声をお聞かせ下さい。

私たち弁護士が皆さんの代わりに、政府・防衛省、国会に届けます。

今抱えている具体的な問題にも相談に応じます。



自衛隊員・家族のための 全国一斉相談

■ 自衛隊員は兵士である前に市民です。

主権者として、最も利害を有する者として、憲法第13条(個人の尊重、幸福追求権)、第9条(戦争の放棄、交戦権の否認)、第15条(参政権)、第21条(表現の自由)、第27条(労働者の権利)などが保障されています。

■ 自衛隊員と家族の人権を守ることは 自衛隊を誤らせないことです。

戦前の兵士は、軍人勅諭で「義は山嶽より重く、死は鴻毛より軽しと心得よ」(命令は山より重く、命は羽毛より軽い)とされ、無謀で非人道的な戦いを強いられました。

このようなことを二度と繰り返してはなりません。

■日本と同じく第二次大戦後に再軍備をしたドイツ(旧西ドイツ)は、軍隊について次のように定めています。

兵員法 第6条(兵士の市民権)

兵士はすべての他の市民と同等の権利を有する。(以下略)

兵員法 第11条(服従)

- (1) 兵士は上官に従わなければならない。(中略)ただし、命令が人間の尊厳を侵し、勤務目的のために与えられたものでない場合には、それに従わなくても不服従とはならない。
- (2) 命令は、それによって犯罪が行われるであろう場合には、兵士は命令に従ってはならない。(以下略)

連邦議会軍事監察委員法 第7条(兵士の不服申し立て権)

すべての兵士は、個人として勤務を中断することなく、直接に軍事監察委員に申し立てる権利を有する。軍事監察委員に申し立てを行ったことを理由に、懲戒処分その他の不利益な処分を受けることがあってはならない。

■自衛隊法にはドイツのような規定がありません。安保関連法も何も定めませんでした。しかし立憲主義の人権保障の見地から、憲法において自衛隊員にも同様の権利が保障されていると考えることができます。

「愛国者というのはいつでも、その祖国のために死ぬことを語る。そしてその国のために人殺しをするとは決して言わない」 (ラッセル「人類に未来はあるか」)

※ バートランド・ラッセル 哲学者。1950年ノーベル文学賞受賞。1955年、物理学者アインシュタインと共に核兵器廃絶を訴える「ラッセル＝アインシュタイン宣言」発表

主催：自衛官の人権弁護団・北海道

イラク戦争への自衛隊派遣に反対して2004年1月、自民党の元閣僚・防衛政務次官の故箕輪登氏が「専守防衛」の立場から全国で最初に提起した裁判の弁護団が出発点です。

そして、空自女性自衛官セクハラ裁判(札幌地裁2006年提訴。2010年勝訴判決・確定)、陸自真駒内基地徒手格闘訓練死裁判(札幌地裁2010年提訴。2013年勝訴判決・確定)をはじめ、北海道において、自衛官や家族の人権に関わる様々な相談を受け、部隊との交渉、公務災害認定、裁判などに取り組んでいます。いま、全国ネットワークを作り始めています。

